

訪問看護療養費(医療保険)

R6年
6月改正

- ◇社会保険・国民健康保険加入の方は総費用の3割負担
(高齢受給者証をお持ちの方は1割または2割負担(一定以上の所得がある方は3割負担))
- ◇後期高齢者医療加入の方は総費用の1割または2割負担(一定以上の所得がある方は3割負担)
- ◇身体障害者手帳及び厚生労働大臣が定める疾病等(パーキンソン病・多発性硬化症等)
においては負担金額が変わりますのでご確認ください。

◆訪問にかかる金額◆

訪問看護基本療養費	看護師	准看護師	理学療法士等
週3日まで(1回訪問につき)	5,550円	5,050円	5,550円
週4日目以降(1回訪問につき)	6,550円	6,050円	5,550円

※日曜日を起算として週3回目と週4回目以降で費用が異なります。

	1日2回目	1日3回目
複数回訪問加算	4,500円	8,000円

訪問看護管理療養費	初日	2日目以降
	7,670円	3,000円

◆月に1回かかる金額◆

24時間対応体制加算	6,800円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円
情報提供療養費	1,500円

特別管理加算	
在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅麻薬等注射管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000円
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者	2,500円
人口肛門、人口膀胱を設置している者	
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	
真皮を超える褥瘡の状態	

◆時間外の訪問にかかる金額◆ (所定額に加算)

【夜間・早朝訪問看護加算】 6:00～8:00 / 18:00～22:00	2,100円
【深夜訪問看護加算】 22:00～6:00	4,200円